

## 【福祉分野】

### <基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）

- すでに中核市で処理している事務（①）、及び都道府県・指定都市で処理している事務であってもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務（②）については、「市」（対象の散在性から広域的に処理する必要がある事務にあってはその散在性に依じて「中核市」「特例市」）まで移譲する。
- 指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務については「市」まで、指定障害福祉サービス事業者の指定・指導監督等に係る事務については「中核市」まで、それぞれ移譲（指定に限り都道府県同意）する。（③）
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す。（④）

### <基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>

法律名	条 項	内 容	移 譲 先 <sup>※1</sup>	移 譲 の 方 針 <sup>※2</sup>
老人福祉法	15	4 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可	市	①
	18	2 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの長からの報告徴収、質問及び立入検査		
	19	1 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業停止命令又は認可の取消し等		
	15	2 老人デイサービスセンター等の設置の届出受理		
	18	1 老人デイサービスセンター等設置者からの報告徴収、質問及び立入検査		
	18 の 2	2 老人デイサービスセンター等に対する業務改善命令、停止命令等		
	14	老人居宅生活支援事業の開始の届出受理		
	18	1 老人居宅生活支援事業者等からの報告徴収、質問及び立入検査		
	18 の 2	2 老人居宅生活支援事業等の制限及び停止の命令		
	29	1 有料老人ホームの設置の届出受理		
	29	6 有料老人ホーム設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査		
29	8 有料老人ホーム設置者に対する改善命令			
児童福祉法	35	4 児童福祉施設の設置の認可	市	①、②
	46	1 児童福祉施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査		
	46	4 児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令		
	58	児童福祉施設の認可取消し		
	59 の 2	1 認可外保育施設の事業開始の届出受理	特例市 (保育所、児童館、認可外保育施設)  (助産施設、母子生活支援施設)	
	59	1 認可外保育施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入調査		
	59	3 認可外保育施設の設置者に対する設備等の改善その他の勧告		
	59	5 認可外保育施設の事業停止又は施設閉鎖の命令		

※1 中核市：指定都市、中核市    特例市：指定都市、中核市、特例市    市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

法令名	条 項	事 務 内 容	管 轄 市 <sup>※1</sup>	委託の方針 <sup>※2</sup>
社会福祉法	62	1 第一種社会福祉事業の開始の届出受理	市  (軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業)	①
	62	2 第一種社会福祉事業の許可		
	69	1 第二種社会福祉事業の開始の届出受理		
	70	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等		
	72	1 社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し		
	31	1 社会福祉法人の定款の認可	市	①
	56	1 社会福祉法人に対する報告徴収及び検査		
	56	3 社会福祉法人に対する業務停止命令等		
	56	4 社会福祉法人の解散命令		
身体障害者福祉法	15	4 身体障害者手帳の交付	市	①
	12 の 3	1 身体障害者相談員への委託による相談・指導等		
知的障害者福祉法	15 の 2	1 知的障害者相談員への委託による相談・指導等	市	①
障害者自立支援法	54	1 育成医療費の支給の認定	市	①
	58	1 育成医療費の支給		
母子及び寡婦福祉法	13	母子福祉資金の貸付け	市	①
	32	寡婦福祉資金の貸付け		
介護保険法	41	1 指定居宅サービス事業者の指定	市  (指定に限り 都道府県同意)	③
	76	1 指定居宅サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	76 の 2	3 指定居宅サービス事業者に対する措置命令		
	77	1 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等		
	48	1 指定介護老人福祉施設の指定		
	90	1 指定介護老人福祉施設開設者等に対する報告命令、立入検査等		
	91 の 2	3 指定介護老人福祉施設開設者に対する措置命令		
	92	1 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等		
	94	1 介護老人保健施設の開設の許可		
	100	1 介護老人保健施設開設者等に対する報告命令、立入検査等		
	103	3 介護老人保健施設開設者に対する措置命令等		
	104	1 介護老人保健施設の開設許可の取消し等		
	48	1 指定介護療養型医療施設の指定		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

法令名	条 項	事 務 内 容	移 譲 先 <sup>※1</sup>	移 譲 の 方 針 <sup>※2</sup>
介護保険法	112	1 指定介護療養型医療施設開設者等に対する報告命令、立入検査等	市 (指定に限り 都道府県同意)	③
	113 の 2	3 指定介護療養型医療施設開設者に対する措置命令		
	114	1 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等		
障害者自立支援法	29	1 指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市 (指定に限り 都道府県同意)	③
	48	1 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	1 指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告		
	50	1 指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等		
	29	1 指定障害者支援施設の指定		
	48	3 指定障害者支援施設の設置者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	2 指定障害者支援施設の設置者に対する基準遵守勧告		
	50	3 指定障害者支援施設の指定取消し等		
	32	1 指定相談支援事業者の指定		
	48	4 指定相談支援事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	3 指定相談支援事業者に対する基準遵守勧告		
	50	4 指定相談支援事業者の指定取消し等		

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

種別	法令名	条 項	事 務 内 容	見直し先	移譲の方針 <sup>※2</sup>
児童相談所	児童福祉法	59 の 4	1 政令で定める市における児童相談所の設置(施行令第45条の2)	政令による指定 手続等を見直す	④

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

## 【医療・保健・衛生分野】

### ＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- すでに保健所設置市で処理している事務であって、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が可能なものについて、「市」まで移譲する。(①)
- すでに保健所設置市で一部の対象に係る事務を処理している場合における他の対象に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの(②)、及びすでに届出・許可・指導監督等の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務(③)について、「保健所設置市」まで移譲する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直す。(④)

### ＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の状況 <sup>※2</sup>
母子保健法	18	低体重児の届出受理	市	①
	19	1 未熟児の訪問指導		
	20	1 未熟児養育医療の給付等		
薬事法	4	1 薬局の開設の許可	保健所設置市	②
	12	1 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可		
	13	1 薬局製造販売医薬品の製造業の許可		
	69	2 薬局開設者等からの報告徴収及び質問、立入検査		
	70	1 薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令		
	72	4 薬局開設者等に対する構造設備の改善命令又は使用禁止命令		
75	1 薬局開設者等に対する業務の停止命令及び許可の取消し			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	38	2 結核指定医療機関の指定	保健所設置市	②
	43	1 結核指定医療機関の管理者からの報告徴収、立入検査		
	38	9 結核指定医療機関の指定取消し		
水道法	34	1 専用水道の給水開始の届出受理(法第13条第1項準用)	市	①
	32	専用水道の布設工事の設計の確認		
	39	2 専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等		
	37	専用水道の給水停止命令		
	39	3 簡易専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等		
	37	簡易専用水道の給水停止命令		

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条 項	事 務 内 容	移 譲 <sup>※1</sup>	移 譲 の 方 針 <sup>※2</sup>
毒物及び劇物取締法	22	1 業務上取扱者の届出の受理	保健所設置市	②
	22	4 業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令(第15条の3を準用)		
	22	4 届出を要する業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の取去(第17条第2項を準用)		
	22	4 不適当な業務上取扱者の変更命令(第19条第3項を準用)		
	22	5 届出を要しない業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の取去(第17条第2項を準用)		
	22	6 違反していると認める業務上取扱者等に対する必要な措置の命令		
旅館業法	3	2 施設の構造設備の基準の設定(施行令第1条)(条例制定)	保健所設置市	③
	3	3 (設置場所の要件)社会教育施設で学校・児童福祉施設に類するもの(第3号)の指定(条例制定)		
	4	2 衛生措置の基準の設定(条例制定)		
	5	宿泊を拒むことができる事由(第3号)の指定(条例制定)		
理容師法	6	2 理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	保健所設置市	③
	9	業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
	12	施設に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
美容師法	7	美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	保健所設置市	③
	8	業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
	13	施設に関する衛生措置(第4号)の基準(条例制定)		
クリーニング業法	3	3 クリーニング業を営む者が講ずべき措置(第6号)の基準(条例制定)	保健所設置市	③
興行場法	2	2 構造設備等の基準の設定(条例制定)	保健所設置市	③
	3	2 衛生措置の基準の設定(条例制定)		
公衆浴場法	2	3 公衆浴場の配置基準の設定(条例制定)	保健所設置市	③
	3	2 衛生及び風紀に必要な措置の基準の設定(条例制定)		

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

組織	法令名	条 項	事 務 内 容	見直し案	移 譲 の 方 針 <sup>※2</sup>
保健所	地域保健法	5	1 政令で定める市における保健所の設置(施行令第1条第1項第3号)	政令による指定 手続等を見直す	④

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

【公害規制分野】

＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち、その事務の処理に高い専門性が必要なものについては、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであって基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に応じた臨機応変な対応の必要性が高いものを除き、「特例市」まで移譲する。（①）
- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち上記以外のもの（②）、及び騒音等の身近な公害に係る規制地域、規制基準の設定等に係る事務（③）については、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものを「市」まで移譲する。

＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	業 種	事 務 内 容	移 譲 先	移 譲 の 方 針
大気汚染防止法	6	1 ばい煙発生施設の設置の届出の受理	特例市	①
	9	届出されたばい煙発生施設の計画変更命令		
	9の2	届出された特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令		
	14	1 ばい煙発生施設に対する改善命令等		
	14	3 特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令		
	17の4	1 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理		
	17の7	届出された揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令		
	17の10	揮発性有機化合物排出施設に対する改善命令等		
	18	1 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理		
	18の4	一般粉じん発生施設の基準適合命令等		
	18の6	1 特定粉じん発生施設の設置の届出の受理		
	18の8	届出された特定粉じん発生施設の計画変更命令		
	18の11	特定粉じん発生施設に対する改善命令等		
	18の15	1 特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理		
	18の16	特定粉じん排出等作業の計画変更命令		
	18の18	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等		
	22	1 大気の汚染の状況の常時監視		
	26	1 報告の要求及び立入検査		
	附	10 指定物質排出施設に対する排出抑制勧告		
附	11 指定物質排出施設に対する報告の要求			
ダイオキシン類対策特別措置法	12	1 特定施設の設置の届出の受理	特例市	①
	15	届出された特定施設の計画変更命令		
	16	届出された総量規制基準適用事業場の計画変更命令		
	22	1 特定施設に対する改善命令・一時停止命令		
	22	3 総量規制基準適用事業場に対する改善等の命令		
	26	1 ダイオキシン類による汚染状況の常時監視		
	27	1 ダイオキシン類による汚染状況の調査測定		
	34	1 特定施設に関する報告の要求と特定事業場への立入検査		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条	項	専断内容	市別	移譲の方針
特定工場における 公害防止組織の整備に関する法律	3	3	公害防止統括者の選任・解任の届出の受理	特例市	①
	4	3	公害防止管理者の選任・解任の届出の受理(法第3条第3項を準用)		
	5	3	公害防止主任管理者の選任・解任の届出の受理(法第3条第3項を準用)		
	10		公害防止統括者等の解任命令		
	11	1	特定事業者に対する、公害防止統括者等の職務実施状況の報告要求及び立入検査		
浄化槽法	5	1	浄化槽の設置等の届出の受理	市	②
	5	2	浄化槽の設置等の計画に係る勧告		
	5	4	届出の内容が相当であると認める旨の通知		
	7	2	設置後等の水質検査実施報告の受理		
	7の2	1	設置後等の水質検査についての指導及び助言		
	7の2	2	設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告		
	7の2	3	設置後等の水質検査についての措置命令		
	11	2	定期検査実施報告の受理		
	11の2		廃止の届出の受理		
	12	1	助言、指導又は勧告		
	12	2	改善命令又は使用停止命令		
	12の2	1	水質の定期検査についての指導及び助言		
	12の2	2	水質の定期検査を受けるべき旨の勧告		
	12の2	3	水質の定期検査についての措置命令		
53	1	報告徴収			
53	2	立入検査及び質問			
環境基本法	16	2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	市	③
騒音規制法	3	1	規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		
	18	1	自動車騒音の状況の常時監視		
振動規制法	3	1	規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		
悪臭防止法	3		規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

## 【教育分野】

### ＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編制・教職員定数の決定に係る事務について、「中核市」まで先行して移譲する。（①）
- 市町村立幼稚園の設置の都道府県による認可等に係る事務は廃止し、都道府県への届出制とする。（②）

### ＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	権限内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	3	2 学級編制基準の決定	中核市	①
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	41	1 教職員定数の決定(条例制定)		
	41	2 教職員定数の決定(市町村別・種類ごと)		
市町村立学校職員給与負担法	1	市町村立学校職員の給与等の負担		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	37	1 県費負担教職員の任命権		
学校教育法	4	1 市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可(第2号)	認可の廃止 (→届出制)	②
	13	市町村の設置する幼稚園の開鎖命令	市	

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。



**【生活・安全・産業振興分野】**

＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 危険物規制に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。（①）
- 消費者保護のための商品等の安全の確保に係る事務であって、当該団体の区域内の事業者等に係るものについて、国・都道府県に加え、「市」にも権限を付与する。（②）
- 産業振興に係る事務のうち、まちづくり・土地利用規制と関連するものであって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市」まで移譲する。（③）

＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条	事項	移譲先	移譲の方針
高圧ガス保安法	5	1 第一種製造者に係る製造の許可	市町村	①
	5	2 第二種製造者に係る製造の届出の受付		
	16	1 第一種貯蔵所の設置の許可		
	17 の 2	1 第二種貯蔵所の設置の届出の受付		
	20 の 4	販売事業者の届出の受付		
	24 の 2	1 特定高圧ガスの消費の届出の受付		
	26	1 危害予防規程の制定又は変更の届出の受付		
	27 の 2	5 保安統括者等の選任又は解任の届出の受付		
	38	1 第一種製造者に係る製造等の許可の取消し又は停止の命令		
	38	2 第二種製造者に係る製造等の停止の命令		
	39	公共の安全維持等のための緊急措置		
	61	1 製造者等からの報告の徴収		
	62	1 事務所・営業所・工場等への立入検査		
火薬類取締法	3	製造の許可(火工品等に限る)	市町村	①
	5	販売営業の許可		
	8	製造又は販売の業の許可の取り消し		
	12	1 火薬庫の設置等の許可		
	17	1 火薬類の譲渡又は譲受の許可		
	25	1 火薬類の消費の許可		
	25	3 火薬類の消費の許可の取り消し		
	29	1 保安教育計画の認可		
	30	3 取扱責任者等の選任又は解任の届出の受付		
	35	1 保安検査の受験の届出の受理		
	42	製造業者(火工品等に限る)・販売業者等からの報告の徴収		
	43	1 製造所・販売所・火薬庫等への立入検査		
	45	災害の発生の防止等のための緊急措置		

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条 項	内 容	移 譲 先 <sup>※1</sup>	移 譲 の 方 針 <sup>※2</sup>
消費生活用製品 安全法	40	1 販売業者からの報告徴収	市	②
	41	1 販売事業者への立入検査		
	42	1 製品の提出命令		
電気用品安全法	45	1 販売事業者からの報告徴収	市	②
	46	1 販売事業者への立入検査		
	46 の 2	1 用品の提出命令		
ガス事業法	46	1 販売事業者からの報告徴収	市	②
	47	1 販売事業者への立入検査		
	47 の 2	1 用品の提出命令		
家庭用品品質表 示法	4	1 表示事項の表示等の指示	市	②
	4	2 指示に従わない場合の業者(製造・販売・表示)の公表		
	10	1 一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理		
	10	2 販売業者の調査、事情聴取		
	19	1 販売業者からの報告の徴収、店舗等への立入検査		
農林物資の規格 化及び品質表示 の適正化に関する法律	19 の 14	1 製造業者に対する表示事項の表示の指示	市	②
	20	2 製造販売業者からの報告の徴収、工場・店舗への立入検査		
	21	1 不適正表示に係る申出受理		

※1 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

法令名	条 項	事 務 内 容	移 譲 先 <sup>※1</sup>	移 譲 の 方 針 <sup>※2</sup>
工場立地法	4の2	1 緑地面積率に係る条例による地域準則の策定 (条例制定)	市	③
	6	1 特定工場の新設の届出の受理		
	9	1 特定工場の設置に関する必要な事項の勧告		
	10	1 勧告に係る事項の変更命令		
中小小売商業振興法	4	1 商店街整備計画の認定	市	③
	4	2 店舗集団化計画の認定		
	4	3 共同店舗等整備計画の認定		
	4	6 商店街整備等支援計画の認定		
	13	1 報告の徴収		
砂利採取法	16	砂利採取時における採取計画の認可(本条に規定する河川管理者に係るものを除く、以下同じ)	市	③
	22	認可採取計画の変更の命令		
	23	1 砂利の採取の停止の命令		
	26	認可の取り消し又は砂利の採取の停止の命令		
	33	砂利採取事業者からの報告の徴収		
	34	2 砂利採取事業者への立入検査		
採石法	33	岩石採取計画の認可	市	③
	33の9	認可採取計画の変更の命令		
	33の12	認可の取り消し又は岩石の採取の停止の命令		
	33の13	1 災害の防止のための必要な措置等の命令		
	42	1 採石業者からの報告徴収、立入検査		

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の「基礎自治体への権限移譲の方針」の該当部分を示している。

【その他】

＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 当該団体の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人の設立認証、指導監督に係る事務について、「指定都市」まで移譲する。（①）
- 墓地、火葬場等の経営の許可、指導監督に係る事務について「市」まで移譲する。（②）
- 町・字の区域新設の告示に係る事務について、「市町村」まで移譲する。（③）

＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	事務内容	移譲先 <sup>※1</sup>	移譲の方針 <sup>※2</sup>
特定非営利活動促進法	10	1 法人設立の認証	指定都市	①
	25	3 定款変更の認証		
	29	1 事業報告書の受理等		
	31	2 法人解散の認定		
	34	3 法人合併の認証		
	41	1 報告徴収及び立入検査		
	42	改善命令		
43	1 法人認証の取り消し			
墓地、埋葬等に関する法律	10	1 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	市	②
	10	2 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更及び墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可		
	18	1 立入検査及び報告の要求		
	19	施設の整備改善、使用制限若しくは禁止命令又は許可の取消し		
地方自治法	260	1 町又は字の区域の新設等の届出受理	市町村	③
	260	2 町又は字の区域の新設等の告示		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市  
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

## 措置対象の国庫補助金等一覧

## [内閣府]

## ○内閣府所管内閣府本府補助金等

- ・ 沖縄新産業創出対策事業推進費補助金
- ・ 沖縄振興特別交付金
- ・ 沖縄振興特別事業関係補助金
- ・ 地域貢献・交流による体験滞在交流促進事業費補助金
- ・ 災害に強い緑豊かなふるさとづくり事業費補助金 [平成18～20年度]
- ・ 地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金
- ・ 特定地震防災対策施設運営費補助金

【以上措置済み(平成20年5月27日付け内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について)】

## [警察庁]

- ・ 都道府県警察施設整備事業(交通安全施設等整備事業を除く)

【以上措置済み(平成20年4月30日付け警察庁丁会発第443号)】

## [総務省]

## ○総務省所管一般会計補助金等

- ・ 過疎地域集落等整備事業費補助金
- ・ 地域間交流施設整備事業費補助金
- ・ 広域市町村圏振興整備事業費補助金
- ・ 市町村合併体制整備費補助金
- ・ 消防防災施設整備費補助金
- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金
- ・ 沖縄特別振興対策事業費補助金
- ・ 沖縄北部特別振興対策事業費補助金
- ・ 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金
- ・ 地域情報通信基盤整備推進交付金
- ・ 情報通信格差是正事業(地域イントラネット基盤施設整備事業・民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業)
- ・ 情報通信格差是正事業費補助金(移動通信用鉄塔施設整備事業)

【以上措置済み(平成20年4月30日付け総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準)】

## [文部科学省]

- ・ 政府開発援助ユネスコ活動費補助金
- ・ 民間社会教育活動振興費補助金
- ・ へき地児童生徒援助費等補助金
- ・ 学校教育設備整備費等補助金
- ・ 教育研修活動費補助金
- ・ 大学改革推進等補助金
- ・ 公立学校等施設整備費補助金
- ・ 公立学校施設整備費負担金
- ・ 安全・安心な学校づくり交付金
- ・ 放課後子ども教室推進事業費補助金
- ・ 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
- ・ 公立社会教育施設災害復旧費補助金
- ・ 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
- ・ 私立大学等研究設備整備費等補助金
- ・ 私立学校施設整備費補助金
- ・ 私立学校建物其他災害復旧費補助金

- ・ 研究拠点形成費等補助金
  - ・ 地域科学技術振興事業費補助金
  - ・ 科学研究費補助金
  - ・ 地方スポーツ振興費補助金
  - ・ 政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金
  - ・ 民間スポーツ振興費等補助金
  - ・ 沖縄北部特別振興対策事業費補助金
  - ・ アイヌ文化振興等事業費補助金
  - ・ 国宝重要文化財等保存整備費補助金
  - ・ 国宝重要文化財等保存活用施設整備費補助金
  - ・ 史跡等購入費補助金
  - ・ 電源立地等推進対策補助金
  - ・ 電源立地地域対策交付金
  - ・ 電源立地等推進対策交付金
  - ・ 原子力施設等防災対策等交付金
- 【以上措置予定】

[厚生労働省]

- 厚生労働省所管一般会計補助金等
  - ・ 児童福祉事業対策費等補助金
  - ・ 母子家庭等対策費補助金
  - ・ 母子保健衛生費補助金
  - ・ 次世代育成支援対策交付金
  - ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
  - ・ 婦人相談所運営費負担金
  - ・ 婦人保護事業費補助金
  - ・ 母子保健衛生費負担金
  - ・ 婦人保護事業費負担金
  - ・ 児童保護費等負担金
  - ・ 科学試験研究費補助金
  - ・ 子育て家庭の就労支援モデル事業費補助金
  - ・ 在宅福祉事業費補助金
  - ・ 地域介護・福祉空間整備推進交付金
  - ・ 養護老人ホーム等保護費負担金
  - ・ 介護保険事業費補助金
  - ・ 高齢者福祉推進事業費補助金
  - ・ 地域支援事業交付金
  - ・ 老人保健事業推進費等補助金
  - ・ モデル事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金
  - ・ 成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金
  - ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金
  - ・ 地方改善事業費補助金
  - ・ 地方改善施設整備費補助金
  - ・ 遺族及留守家族等援護活動費補助金
  - ・ 児童保護費等補助金
  - ・ 地域生活支援事業費補助金
  - ・ 身体障害者福祉費補助金
  - ・ 身体障害者体育等振興費補助金
  - ・ 身体障害者保護費負担金
  - ・ 身体障害者福祉促進事業委託費
  - ・ 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
  - ・ 障害者程度区分認定等事業費補助金
  - ・ 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金